

IT Topics & News

改定版「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定 地方創生IT利活用促進プランも決定

【IT総合戦略本部】

6月30日、政府は改定版「世界最先端IT国家創造宣言」を閣議決定した。デジタル社会の激しい変化に対応するため、2013年に策定された創造宣言を改定した。ITの利活用によって2020年までに世界最高水準のIT利活用社会を実現し、得られた成果を国際的に展開することを目標としている。その実現に向けて必要な取り組みを4本柱として示した（図1）。

改定版創造宣言では、取り組みの第一の柱を「IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会」とし、国や

（図1）IT利活用社会の実現に向けた4本柱

1. IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会

- 新たなIT利活用環境の整備
- IT利活用の裾野拡大を阻害する規制・制度の見直し
- 公共データの民間開放（オープンデータ）の推進

2. ITを利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会

- 地方創生IT利活用促進プランの推進
- 起業家精神の創発
- 雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランスの実現

3. ITを利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会

- 適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現
- ITを利活用した日本の農業・周辺産業の高度化・知識産業化と国際展開
- 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現

4. ITを利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

- マイナンバー制度の活用推進
- 国・地方を通じた行政情報システムの改革

地方を通じたIT化を促す制度を整備する。そのためにIT利活用を加速する法制度づくりを検討し、規制の見直しも行う。公共データは民間への開放を促進し、パーソナルデータが利活用できる環境づくりも行う。

第二の柱は「まち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会」で、地方の雇用創出と地域経済活性化を目指す。4月より内閣官房のまち・ひと・しごと創生本部事務局と経済産業省が提供を始めた、産業構造や人口動態、人の流れなどを集約した“ビッグデータ”がインターネット上で見られる「地域経済分析システム（RESAS・リーサス）」や、SNSなどを活用する。政府CIOや成功経験者などによる人材派遣・相談体制を構築するほか、地域ITスタートアップファンドを創設し、IT人材を発掘してベンチャー企業などを支援することで起業家精神を喚起する。また、ふろさとテレワークの推進などで雇用形態を多様化し、ワーク・ライフ・バランス（WLB）の実現を目指す。

第三の柱「安全・安心・豊かさが実現できる社会」では、医療情報連携ネットワークを全国展開し、各種データを活用することで健康を増進し発症・重症化を予防する。2020年までに国民の健康寿命を1歳以上伸ばすことを目指している。農業についてもIT化を進め、農業情報の創成、流通の促進などを図る。その結果、農林水産物の輸出を1兆円とするという目標を掲げた。

第四の柱は「公共サービスがワンストップで受けられる社会」で、マイナンバー制度の推進により個人番号カードが普及し、各種手続きがカード1枚で行える社会

を目指す。また国と地方の行政情報システムの改革により、自治体システムの運用コストを3割減らす。

同じく6月30日に開催された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）第68回会合では、改定版創造宣言の第二の柱を推進するための「地方創生IT活用促進プラン」が決定した。地方における産業の活性化と生活の質の向上を図り、2020年までに「実感できる地方創生」を実現するとしている。

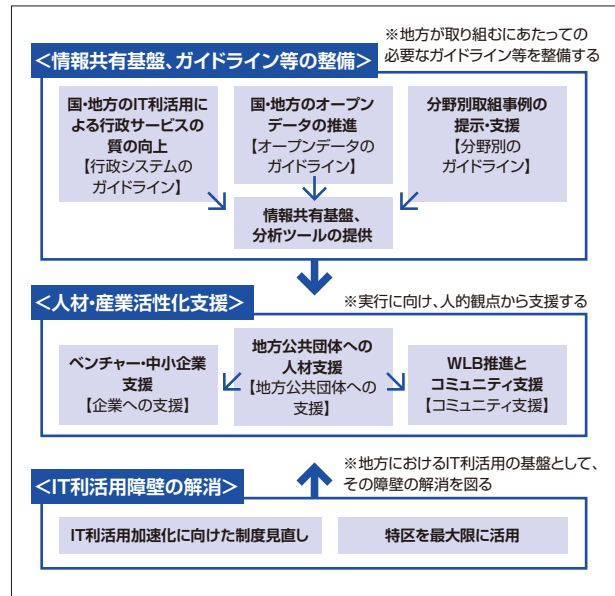
このプランでは、「地方創生IT活用に向けた3本の矢」を国が重点的に取り組む柱として掲げた（図2）。一つ目は「情報共有基盤、ガイドライン等の整備」で、地方間及び国と地方の間で情報を共有する場を創設し、横展開を進める。また農業の6次産業化、観光業の促進など、分野別の取り組み事例を示しながら支援策を展開する。

二つ目は「人材・産業活性化支援」で、地方公共団体へのアドバイスや人材派遣などを行う。三つ目は「IT活用障壁の解消」で、新たな法律の制定も視野に入れながら、交通、観光、医療、農業などの分野では特区制度を最大限に活用するとしている。

このほかに同会合では「IT利活用に係る基本方針」「新たなオープンデータの展開に向けて」「官民ITS構想・ロードマップ2015」が決定した。

「IT利活用に係る基本方針」では、IT利活用の前提となる情報セキュリティ強化のために、利用者がITリテラシーを高めてセキュリティ対策に主体的に取り組む必要があり、そのためにはルールを守る意識を育む不断の啓

（図2）地方創生IT活用に向けた3本の矢



発活動が重要であるとした。

従来の対面・書面原則から、ITによる手続きを極力優先する「電磁的処理の原則」へと転換するなどの五つの基本原則を示した。年度末時点で各府省庁の手続きなどの全数と概要を調査し、オンライン化に必要な法令整備のために見直し計画を策定。IT総合戦略本部がその検証と評価を行うことで、改善サイクルを確立することを目指す。

※詳しくはIT総合戦略本部のニュースリリースを参照
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2>